



保険料納額告知書を発送

本年4月中旬に「保険料納額告知書」を組合員各位に発送しております。すでにお手元に届いていることと思いますが、この納額告知書は今後1年間の暫定保険料支払額の目安となるもので、10月に「保険料所得割賦課額決定通知書」を発送します。

令和5年度の保険料につきましては、令和4年度第1回保険料等検討委員会において協議の結果、医療分保険料の平等割賦課額・所得割賦課額は令和4年度と同様の賦課基準とし、均等割賦課額は月額1,000円引き下げる答申をいただき、令和5年2月25日(土)に開催いたしました第130回通常組合会で、保険料に係わる規約の一部改正が承認可決されました。

本年度の保険料賦課額は次のとおりで、国に納付を求められている後期高齢者支援金等と介護納付金の一人当たり負担額の増加分につきましては、規約に定められている割合に基づいて、引き上げをさせていただいております。

(1)令和5年度 保険料賦課額

(金額単位：円)

賦課区分	対象者	年 額	月 額
平等割賦課額	第1種・第2種組合員 1人につき	79,200	6,600
	第3種組合員 1人につき	24,000	2,000
所得割賦課額	第1種・第2種組合員 1人につき	*前年中の総所得金額等 × 14/1,000(料率) { *第2種組合員加算額 60,000 } *所得割賦課限度額 520,000	—
均等割賦課額	家族・准組合員(従業員) 1人につき	78,000	6,500
後期高齢者支援金等賦課額	被保険者全員 1人につき	64,440	5,370
介護納付金賦課額	40歳以上65歳未満の 被保険者1人につき	74,520	6,210

(備考)

1. 「平等割賦課額」「所得割賦課額」に変更はありません。
2. 「均等割賦課額」は年額12,000円、月額1,000円、引き下げになりました。
3. 11月30日時点で未就学児である被保険者が属する世帯に対して、国からの財政支援により、未就学児1人あたり12,000円の保険料を軽減いたします。(1月以降に請求する金額から控除)
4. 「後期高齢者支援金等賦課額」は、年額3,600円、月額300円、引き上げになりました。
5. 「介護納付金賦課額」は、年額2,520円、月額210円、引き上げになりました。

6. 第3種組合員（75歳以上の後期高齢者）の保険料

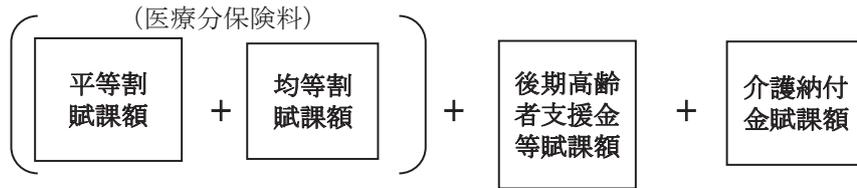
所得割賦課額および後期高齢者支援金等賦課額→75歳になる日の属する月から賦課しない。

7. 保険料賦課額の計算方法

①第1種組合員および第2種組合員



②第3種組合員（家族・准組合員がいる場合）



* 第3種組合員に家族・准組合員がない場合・・・平等割賦課額のみ

(2)保険料の所得割賦課額は暫定賦課

保険料の所得割賦課額は前年中総所得金額等を基礎に算定します。しかし、本組合では4月1日の時点ではこの前年中の「総所得金額等」は把握できません。

そこで、前年中の「総所得金額等」が分かるまでの期間（4月～9月）は令和3年中の「総所得金額等」を基礎にして仮賦課（暫定賦課）をしております。

10月には令和4年中の「総所得金額等」を基礎に算定し、所得割賦課額の確定賦課を行い既納保険料と精算します。

10月の所得割賦課額の確定賦課については、組合員の方へ「保険料所得割賦課額決定通知書」を発送し、お知らせします。

(3)保険料の簡易計算方法

組合員と家族、准組合員の保険料の合計が、月額調定額になります。組合ホームページにも保険料シミュレーション機能がございますので、ご利用ください。

・組合員の月額保険料

【75歳以上】	2,000円
【65歳～74歳】	11,970円＋所得割賦課額
【40歳～64歳】	18,180円＋所得割賦課額
【39歳以下】	11,970円＋所得割賦課額

・家族、准組合員の一人あたり月額保険料

【65歳～74歳】	11,870円
【40歳～64歳】	18,080円
【39歳以下】	11,870円